**「つながれオンライン」リモート機器貸出事業実施要綱**

（目的）

1. 新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止を図り、新しい生活様式に対応

するため、地域福祉活動における相談・支援、情報交換・リモート会議等必要な場面で非対面方式ができるように機器等を貸出することによりコロナ禍での新しい住民とのつながりを形成、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　柏原市社会福祉協議会福祉推進課地域福祉係（以下、「地域福祉係」）とする。

（対象者）

第３条　機器の貸出の対象となる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

１　柏原市社会福祉協議会（以下「社協」）の職員

２　社協が事務局を持つ関係団体または社協関係機関

３　社協で行う非対面による事業、相談、訪問、面接を必要とする者

４　その他、社会福祉協議会会長が認める者

（実施内容）

第４条　事業の実施内容は、次の各号によるものとする。

１　地域福祉活動における新しい生活様式に則った非対面・非接触方法による取り組み

２　新型コロナウイルス感染症拡大防止時期における、遠隔による相談支援

３　新型コロナウイルス感染症拡大防止時期における、遠隔による会議の開催

４　その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図った上で、地域福祉推進事業を円滑に実施するために必要な事項

５　アフターコロナ（ウィズコロナ）に対応したリモートを活用した取組または事業

（貸出の申請）

第５条　機器の貸し出しを希望する者は、「リモート機器貸出申請書」により地域福祉係に申請しなければならない。

（貸出の決定）

第６条　地域福祉係は、前条の申請があったときは貸出の可否を決定し、申請者に対し口頭

で通知するものとする。

（貸出の期間）

第8条　機器の貸出の期限は、機器の貸出を決定した日からおおむね14日間以内とする。

（機器の管理）

第９条　貸出期間の延長や機器の保管場所については「リモート機器貸出管理表」にて地域福祉係が管理する。

（貸出条件）

第10条　機器の貸出条件は、次に揚げるとおりとする。

１　機器は、事業の目的以外に使用しない

２　機器を使用する場所は、柏原市内とする

３　通信費（5Gまで/月）以外の費用（充電時の電気代等）は使用者の負担とする

４　機器が故障、破損又は紛失した時は、速やかに社協へ連絡する。

５　故意又は過失等で機器を破損、又は目的以外で発生したオンライン上の契約や

通信料の費用は実費分を負担する。

6　貸出予定期間内の返却を原則とし、延長のある場合は速やかに連絡する。

7　機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡、売却、又は担保に供してはならない。

（個人情報取り扱い）

第11条　個人情報の取り扱いは、次の各号によるものとする

１　基本事項として、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行う。

２　秘密の保持として、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。貸出事業が終了した後においても同様とする。

３　目的外利用の禁止事項として、この事業による個人情報を収集または利用するときは、目的を達成するために必要な範囲に情報をとどめ、適法かつ適正な方法により行う。

４　貸出を受けた者は、実施主体の指示または承認があるときを除き、この事業により知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（その他に関する事項）

第１2条　本実施要綱に関して疑義の生じた事項及び本実施要綱に定めのない事項につい

ては、すべて柏原市社会福祉協議会と協議の上、会長の判断を持って解決するものとする。

附則

この実施要綱は、令和２年　１1月　１日より施行する。

附則

この実施要綱は、令和５年　２月　１日より施行する。